

紹介状なしの定額負担（選定療養費料金）の変更について

平成30年度診療報酬改定により、大病院とかかりつけ医の機能分担を推進することを目的に、一般病床400床以上の大病院と地域医療支援病院に対し、紹介状を持参しない初診の患者さんから選定療養費を徴収することが義務付けられました。選定療養費の徴収は、医療機関の機能分担の推進を目的とした国の政策です。

信州上田医療センターも一般病床400床以上の病院となるため、平成30年4月1日より、初診時の選定療養費料金を変更するとともに、新たに再診時の選定療養費も徴収することといたします。

初診時・再診時選定療養費とは、患者さんが他の病院から紹介状（診療情報提供）を持参しないで当院を受診した場合の料金のことです。

●初診時対象者→初診の際、紹介状なしの患者さん

【初診について】

患者さんが任意に診療を中止し、1ヶ月以上経過後、再び当院にて診療を受ける場合には、その診療が同一病名又は同一症状によるものであっても、その際の診療は、初診として取り扱います。

●再診時対象者→当院から他院へ逆紹介された後、他院から当院へ紹介状なしで受診される再診の患者さん（再診の都度）

[初診時・再診時選定療養費の金額（税込み）]

料金項目	変更前	変更後
	平成30年3月31日まで	平成30年4月1日より
初診時（医科）	3,240円	5,400円
初診時（歯科）	3,240円	3,240円
再診時（医科）	0円	2,700円
再診時（歯科）	0円	1,620円

初診時の選定療養費の対象とならない方

1. 救急の方（救急車搬送）
2. 公費負担医療の対象の方
3. 無料定額診療事業の対象の方
4. HIV感染の方
5. 当院の他の診療科を受診している方
6. 医科と歯科との間で院内紹介された方
7. 特定健康調査、がん検診の結果により精密検査受診の指示を受けた方
8. 救急医療事業、周産期事業等（お産）における休日夜間受診の方
9. 外来受診から継続して入院した方
10. 地域に他の当該診療科を標榜する保健医療機関がなく、当該保健医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する方
11. 治験協力者の方
12. 災害により被害を受けた方
13. 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方 等